

競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

別記様式2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
近畿中国四国農業研究センター(善通寺)第1共同実験棟屋上防水その他工事	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成26年11月11日	(株)リコム (香川県高松市鶴町570-1)	一般競争入札	23,097,960	15,768,000	68.3%	-	-	-	
(再度公告)九州沖縄農業研究センター(筑後)先端的温暖化適応技術開発実験施設建築工事(第2回変更)	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	(平成26年8月18日) 平成26年11月21日	(株)安藤・間九州支店 (福岡県福岡市中央区大名1-8-10)	一般競争入札	(551,153,160) 554,911,560	(529,688,643) 533,360,643	(96.1%) 96.1%	-	-	-	上段は変更契約前契約日及び金額
(再度公告)中央農業総合研究センター第1研究本館ほか耐震改修工事(第1回変更)	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	(平成26年3月24日) 平成26年11月25日	(株)秋山工務店 (茨城県日立市大沼町1-7-1)	一般競争入札	(975,980,880) 982,009,440	(793,800,000) 799,804,800	(81.3%) 81.5%	-	-	-	上段は変更契約前契約日及び金額
(再度公告)動物衛生研究所研究本館ほか耐震改修工事(第1回変更)	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	(平成26年3月17日) 平成26年11月25日	(株)秋山工務店 (茨城県日立市大沼町1-7-1)	一般競争入札	(1,400,231,880) 1,415,171,520	(1,249,560,000) 1,264,140,000	(89.2%) 89.3%	-	-	-	上段は変更契約前契約日及び金額
(再度公告)農村工学研究所農村減災技術研究センター設備工事(第1回変更)	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	(平成26年3月17日) 平成26年11月27日	勝田電設工業(株) (東京都江戸川区西小松川町37-2)	一般競争入札	(242,628,480) 245,278,800	(204,984,000) 207,384,000	(84.5%) 84.6%	-	-	-	上段は変更契約前契約日及び金額
(再度公告)九州沖縄農業研究センター(筑後)先端的温暖化適応技術開発実験施設設備工事(第1回変更)	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	(平成26年3月17日) 平成26年11月27日	日比谷総合設備(株)九州支店 (福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-1)	一般競争入札	(414,295,560) 437,028,480	(299,160,000) 321,840,000	(72.2%) 73.6%	-	-	-	上段は変更契約前契約日及び金額
北海道農業研究センター構内水道メーター取替	北海道農業研究センター所長 門脇 光 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1)	平成26年11月5日	(株)親星コスモ (北海道札幌市厚別区厚別西3条1-1-16)	一般競争入札	5,346,000	2,991,600	56.0%	-	-	-	
ライシメーターほか解体撤去工事	東北農業研究センター所長 石黒 潔 (岩手県盛岡市下厨川字赤平4)	平成26年11月14日	中亀建設(株) (岩手県盛岡市向中野5-7-17)	一般競争入札	3,749,760	3,564,000	95.1%	-	-	-	

講堂屋根防水・雨樋改修工事	近畿中国四国農業研究センター 所長 尾関 秀樹 (広島県福山市西深津町6-12-1)	平成26年11月25日	(株)ラックス (広島県福山市曙町4-3-18)	一般競争入札	7,350,480	6,402,240	87.1%	—	—	—	
---------------	--	-------------	-----------------------------	--------	-----------	-----------	-------	---	---	---	--

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。